

## 【別添 2】EU 域内の航空自由化について

欧州委員会(EC)は、域内共通航空政策(航空自由化パッケージ)を採択し、段階的に域内の航空自由化を進めた。  
その概要は以下のとおりである。

### <EU 航空自由化パッケージの概要>

	パッケージ I 1987年12月採択 1988年 1月発効	パッケージ II 1990年 6月採択 1990年11月発効	パッケージ III 1992年 6月採択 1993年 1月発効
1. 輸送力 ・第3/4の自由	相手国の航空企業の輸送力のシェアが次の比率を下回る場合は当該比率に達するまで増便を承認する義務あり。 55%(88年 1月以降) 60%(89年10月以降)	対前年のシェアから 7.5%まで増便を認めること。 また、7.5%枠にかかわらず、相手国の航空企業の輸送力のシェアが60%に達するまでは増便を認めること。	二国間輸送に対する制限を撤廃
・第5の自由	第5の自由による輸送は、第3/4の区間における全輸送力の 30%まで承認する義務あり。	第5の自由による輸送は、第3/4の区間における全輸送力の 50%まで承認する義務あり。	第5の自由による輸送は完全自由化
・カボタージュ			1997年4月までは、自国発着便に接続した他国国内区間運航は、輸送力の 50%まで可。 5月以降は完全自由化。
・紛争の処理	相手国企業の輸送力増強により自国の航空企業に重大な損害(serious damage)が生じた場合は、EC 委員会又は理事会は、損害を被った企業の属する国の要求によって調整を行う権限を有する。		

	パッケージⅠ(続き)	パッケージⅡ(続き)	パッケージⅢ(続き)
2 市場参入	<p>域内特定2国間の主要空港間及び主要空港と地方空港間の一定の需要のある路線への参入は自動認可。</p> <p>(参考) 次の基準に適合する路線については複数社参入が可能  88年 25万人(ノ年)以上  89年 20万人又は1200便以上  90年 18万人又は1000便以上</p>	<p>域内の国際線に開放されている空港間の一定の需要のある国際線への参入は自動認可。</p> <p>(参考) 次の基準に適合する路線については複数社参入が可能  91年 14万人又は800便以上  92年 10万人又は600便以上</p>	<p>域内共通運航免許(EC免許)規定の設定  (一国から出された免許で、EU域内での自由な企業活動及び運航が可能。)</p> <p>EC免許を受けた事業者は自由。</p>
3 運賃	<p>ダブル・アプルーバル  (発着国双方の認可で発効)</p> <p>ただし、次のゾーン内の運賃は自動認可割引ゾーン  基準運賃の65%~90%  大幅割引ゾーン  基準運賃の45%~65%</p>	<p>原則、ダブル・アプルーバル</p> <p>ただし、次のゾーン内の運賃は自動認可エコノミー運賃ゾーン  基準運賃の95%~105%  割引ゾーン  基準運賃の80%~94%  大幅割引ゾーン  基準運賃の30%~79%</p> <p>また、105%を越える運賃についてはダブル・ディスアプルーバル  (発着国いずれか一方のみの認可で発効)</p>	<p>定期旅客、チャーター、貨物に関する全ての運賃を自由化。</p> <p>ただし、企業コストに比して過度に高い運賃あるいは略奪的な過度に低額の運賃は、各国、EU委が介入して差し止める safeguard 条項付き。</p>